

汚染水対策の3つの基本方針

(1) 汚染源に水を「近づけない」

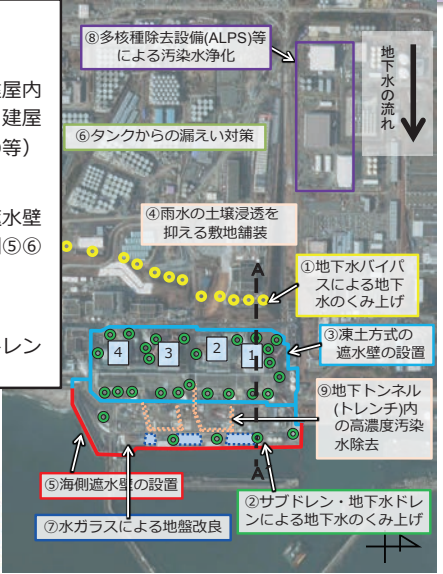
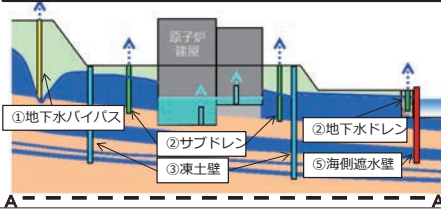
新たな汚染水の発生を抑制するため、原子炉建屋内への地下水流入を抑制。周辺地下水のくみ上げ、建屋周辺への遮水壁の設置等を実施。(右図①②③④等)

(2) 汚染水を「漏らさない」

汚染水が外洋に漏れいしないよう、護岸への遮水壁の設置や、タンクのリブレース等を実施。(右図⑤⑥⑦等)

(3) 汚染源を「取り除く」

タンク内の汚染水の浄化や、地下トンネル(トレンチ)内の汚染水の除去を実施。(右図⑧⑨等)



提供: 日本スペースイメージング(株), ©DigitalGlobe, 平成26年12月25日撮影

平成25年9月3日に決定した「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」及び同年12月に決定した「東京電力(株)福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」で掲げた汚染水問題に関する3つの基本方針(汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」、汚染水を「取り除く」)の下、予防的かつ重層的に抜本対策を進めています。

1. 汚染源に水を「近づけない」

凍土方式(土を凍らせる方法)による地下水の流入を防ぐ「陸側遮水壁」の設置や、建物に流れ込む前に地下水をくみ上げ海に放出する「地下水バイパス」等を行い、汚染水に量を減らします。

2. 汚染水を「漏らさない」

「東京電力福島第一原子力発電所」の護岸に、鋼管製の杭を打って「海側遮水壁」を造り、汚染水を海に漏らさないようにします。

3. 汚染源を「取り除く」

最新設備(多核種除去設備等)を用いて、タンクに貯めている高濃度汚染水からトリチウム以外の放射性物質を除去し、濃度を十分に低くします。

(出典: 経済産業省「廃炉・汚染水対策ポータルサイト」
http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui)

本資料への収録日: 平成25年3月31日

改訂日: 平成28年1月18日